3　さらに、国際事務局長は、次の権限を有する。

3.1　連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手続において仲介者として行動すること。

3.2　大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。

3.3　郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。

3.4　連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。

3.5　連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。

3.6　策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。

3.7　管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。

3.8　大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従って、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。

3.9　管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案を作成すること。

3.10　管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であって次回の大会議に提出されるものを作成すること。

3.11　連合を代表すること。

3.12　次の者の間の関係において仲介者として行動すること。

3.12.1　万国郵便連合と限定連合との間

3.12.2　万国郵便連合と国際連合との間

3.12.3　万国郵便連合と連合にとって関心のある活動を行っている国際機関との間

3.12.4　万国郵便連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間

3.13　連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

3.13.1　連合の機関の活動の準備及び組織

3.13.2　書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

3.13.3　連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営

3.14　連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もっとも、代理を出すことができる。

第七条

一般規則第百三十条を次のように改める。

第百三十条　連合の機関の書類の準備及び配布

1　国際事務局は、遅くとも各会期の二箇月前に、第百五十五条に定める言語で発行される全ての書類を準備するものとし、万国郵便連合のウェブサイト上で利用可能とする。同事務局は、また、特に設けられた効率的なシステムを用いて、新たな電子的な書類の発行についても万国郵便連合のウェブサイト上で通知する。

2　さらに、国際事務局は、いずれかの加盟国の要請があった場合にのみ、連合の刊行物（同事務局の回章並びに管理理事会及び郵便業務理事会の議事概要等）の物理的方式による配布を行う。

第八条

一般規則第百三十八条を次のように改める。

第百三十八条　大会議への議案の提出の手続

1　加盟国による大会議への全ての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手続による。

1.1　大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。

1.2　編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は、受理されない。

1.3　実質的な議案であって大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。

1.4　実質的な議案であって大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。

1.5　議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

2　万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。

3　各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなった変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するために、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。

4　編集上の議案には、これを提出する加盟国が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であって同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

5　1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出については、適用しない。

第九条

一般規則第百三十八条の次に次の一条を加える。

第百三十八条の二　前条の規定に従って提出された議案を修正するための手続

1　既に提出された議案（管理理事会又は郵便業務理事会によって提出されたものを除く。）に対する修正案は、大会議内部規則に定める手続に従い、引き続き国際事務局に提出することができる。

2　管理理事会又は郵便業務理事会によって提出された議案に対する修正案は、遅くとも大会議の開会の二箇月前に国際事務局に到着しなければならない。その後は、加盟国は、大会議の会合において修正案を提示することができる。